**■流域下水道と合併浄化槽の処理水質について**

排水基準上は、流域下水道と合併浄化槽に差は生じない。



構造基準について計画する放流水のBOD量を比較すると、流域下水道と合併浄化槽（50人槽以下）とでは、約４倍の差が生じることとなる。

**■合併浄化槽と単独浄化槽（みなし浄化槽）の性能比較**

**（一般社団法人全国浄化槽団体連合会HPより引用）**

生活排水の汚れは、１人１日あたり約200LでBOD量にして約40ｇ（トイレ：約13ｇ、生活雑排水：約27ｇ）である。これを、浄化槽で処理した場合の排水に含まれるBOD量は、合併浄化槽のBOD除去率は90％以上のため、合併浄化槽による処理水のBOD量は、４ｇ以下となる。一方、単独浄化槽（みなし浄化槽）の場合は、BOD除去率が65％以上であるため、水洗トイレからのBOD量13ｇが、処理後に5ｇ以下となり、未処理のまま排水される生活雑排水約27ｇと合わせて、32ｇ程度のBOD量となる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **流域下水道** | **合併浄化槽** | **単独浄化槽** | **汲取りトイレ** |
| **合併浄化槽との**  **処理水質の比較** | **0.25** | **1.00** | **8.00** | **6.80** |
| 生活排水処理割合  （％） | 77.0 | 12.9 | 10.1 | |

したがって、合併浄化槽と単独浄化槽（みなし浄化槽）とでは、処理能力で８倍の違いがある。なお、汲み取りトイレの場合は、生活雑排水の約27ｇのみとなる。（合併浄化槽の約6.8倍）

注）処理水質の比較は、構造基準等から算出した結果であり、実際の各施設の日常管理結果とには相違がある。